

開催年月日 平成30年2月7日(水)  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 少子高齢化対策監 佐藤 和彦  
 施設運営指導課長 篁 俊彦  
 高齢者保健福祉課長 竹澤 孝夫

質問内容	答弁内容
<p>通告にございますように、未届け有料老人ホームの安全確保についてと、里親制度に関わって問題が発生いたしましたので、その点について2点質問させていただきたいと思ます。</p> <p><b>一 未届け有料老人ホームの安全確保について</b>              1月31日午後11時40分頃、札幌市東区内の自立支援施設で、大きな火災があり、11名の方が亡くなりました。              痛ましい犠牲となられた方に心からご冥福をお祈するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。              一刻も早い原因の究明と、被害者・被災者への誠実な対応がなされるよう申し上げたいと思ます。              なお、札幌市は、4回に渡り、有料老人ホームの届出を促していましたが、返信はなかったとされています。また昨日、2月6日、厚生労働副大臣は、札幌市役所を訪れ、施設の位置付け等、調査を要請し、札幌市も防火設備に関する規制のある有料老人ホームの可能性もあるとみて、調査を始めているようです。              そこで以下何点か質問を行います。</p> <p><b>(一) 施設の違いについて</b>              この度火災を起こした建物は、生活困窮者の支援を目的にした、木造2階建て共同住宅であります。              死亡した方の年代は、80代が5人、70代が4人、60代が3人、40代が1人となっているようです。              アパートあるいは共同住宅と、有料老人ホームとは、どう違うのか、まずこの点、明らかにしていただきたいと思ます。</p> <p><b>(二) 未届け有料老人ホームへの対応等について</b>              実際は、有料老人ホームというべきところであっても、その届出をしていないために、実態が掴めないと、あるいは施設の不備が放置されるようなことがあれば、悲劇を無くすことはできません。              未届け有料老人ホームの施設数について、どう把握されているのかお示し願います。              また、いつまでも届け出をしない場合には、どう対応をしているのか、これもぜひ併せて伺います。</p>	<p><b>【施設運営指導課長】</b>              施設の違いについてでございますが、有料老人ホームとは、老人を入居させ、食事の提供などのサービスを提供する、老人福祉法に基づく施設でございます。              一方、共同住宅につきましては、いわゆる「アパート」というふうに言われるものでございまして、消防法の観点では、住居として用いられる独立した1つ又は2つ以上の居室を単位として構成される集合住宅のうち、居住者が出入り口、廊下、階段室、エレベーター室、屋上等を共有する建物とされておりまして、入居や利用の実態などの定義はございません。</p> <p><b>【施設運営指導課長】</b>              未届け有料老人ホームへの対応についてでございますが、政令・中核市を除いた未届け有料老人ホームは、本年1月1日現在で78施設となっております。              道では、市町村に対しまして、有料老人ホームに該当すると考えられる施設を発見した場合には、情報提供するよう依頼しておりまして、その都度、振興局が該当施設に対しまして、運営状況を確認するための立入調査等を実施しているところでございます。              また、その施設が有料老人ホームであると確認した場合は、ただちに届出を指導するとともに、その後は、半年ごとに文書による催促と、年1回、施設</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ただいま、道内の政令市・中核市を除いて、未届け有料老人ホームが78箇所ということだとされました。</p> <p>しかしそれは、道として、届出はされていないが、実態は有料老人ホームだと認識しているところが、78箇所あるということで、この他に把握されていないところ、特に劣悪な施設のところや貧困ビジネスが行われているところなどは、行政の目をかいくぐっている可能性もあり、監視を一層強めていただくということについても指摘をさせていただきたいと思います。</p> <p>さらに答弁で、有料老人ホームがあると確認した場合については、届出をする、半年ごとに文書による催促、年に1回施設に向いて指導していると、文書・面談・電話等のあるゆる手段を活用して、粘り強く指導をしているということでありました。</p> <p>粘り強くやっているのは分かりましたけれども、私が問題だと思うのは、このように粘り強くやっても、指導しても、それでも78箇所、届出を怠っているところがあるということでもあります。なぜ、指導しきれないのかが問題だと思います。</p> <p>78箇所、その一つ一つについて、文書の返信がないなら訪問する、そこで話して、何が届出の隘路になっているのか、具体的に明らかにして、届出できるように、78箇所それぞれ個別の援助方針を具体化すべきであります。</p> <p>このような取組を緊急に行うように、併せて指摘をさせていただきます。</p> <p><b>(三) 有料老人ホーム等に係るスプリンクラー整備について</b></p> <p>この度の施設では、スプリンクラーは設置されていなかった。しかしそれは違法ではないということでもあります。</p> <p>補助金に頼らなければスプリンクラーの整備は大変なことだと考えますが、未届け有料老人ホーム及び届け出た有料老人ホームの補助要件はどうなっていますか。および高齢者福祉施設におけるスプリンクラーの設置推進に向けての取組についても、併せて伺います。</p> <p><b>(四) 未届け有料老人ホームへの今後の対応について</b></p> <p>ただ今の答弁では、届け出た老人ホームではスプ</p>	<p>に出向いた上で、直接、指導を行っており、今後とも届出がされない事業者に対しましては、文書、面談、電話等のあらゆる手段を活用いたしまして、運営指導指針に沿った適切な有料老人ホームとしての運営が図られるよう、丁寧な説明を行うなどして、粘り強く指導を行って参りたいと思います。</p> <p><b>【高齢者保健福祉課長】</b></p> <p>高齢者施設におけますスプリンクラー設置への支援についてでございますが、道ではこれまで、未届けの有料老人ホームに対して、届出の指導や立入調査を実施してきたところであり、届出のあった有料老人ホームに対しましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用を働きかけながら、スプリンクラーの設置促進に努めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、施設利用者の安全を確保するという観点から、有料老人ホームを含む高齢者施設へのスプリンクラー設置は重要であると考えており、昨年10月、来年度以降もこの制度が継続されるよう、要請活動を行ってきたところでございますが、今回の火災事故を踏まえまして、国に対し、重ねて働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p><b>【少子高齢化対策監】</b></p> <p>今後の取組についてでございますが、道といたし</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>リンクラー設置の補助があるけれど、未届けでは補助がないということになります。</p> <p>つまり、未届けの施設は、スプリンクラーを設置する意思がないということではないか、あるいは補助を受けても、自己負担分でとてもできないと考えているのではないかと思います。</p> <p>未届け施設に対しては、確実に届け出させること、立ち入り検査や個別指導を繰り返し行うことが不可欠だと考えます。</p> <p>安全確保に向けて、今後、道はどう取り組むのか伺います。</p> <p>最大限取り組んでいかれるということなので、ぜひ取り組みを強化していただきたいということを、重ねてお願いしたいと思います。</p>	<p>ましては、高齢者の方々が住み慣れた地域で、安心して暮らせることが大変重要であると考えておりますことから、昨年度から、未届け施設に対しても届出施設と同様に、実地検査を実施することとしているところでございまして、これによって、道の運営指導指針に沿った適切な施設運営やサービスの質の確保を指導しているところでございます。</p> <p>また、今回の火災を踏まえまして、有料老人ホーム等の高齢者施設を始めとします社会福祉施設に対し、防火安全対策の再点検の徹底について、緊急通知を今月2日付けで発出しているところであり、今後とも、消防など関係機関との連携の下、今回のような不幸な事故が起きないように、引き続き、安全対策への指導を徹底し、入居されている高齢者の方々の安全の確保に最大限取り組んでまいりたいと考えております。</p>